

都城市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則改正案

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正します。

改正前	改正後
<u>都城市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>都城市避難行動要支援者名簿に関する条例</u>（平成28年条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (協定に定める事項) <u>第3条</u> (略)	<u>都城市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>都城市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例</u>（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(個別避難計画情報の提供を拒否する方法等)</u> <u>第3条</u> 条例第10条第2項の規定で定める方法は、<u>個別避難計画情報に係る避難行動要支援者若しくはその代理人又は避難支援等実施者が、市長に対し、個別避難計画情報提供拒否申出書（様式第3号又は様式第4号）を提出する方法とする。</u> <u>2 条例10条第2項の規定により、避難支援等関係者への個別避難計画情報の提供の拒否の申出をした者が、当該申出を撤回しようとするときは、避難行動要支援者若しくはその代理人又は避難支援等実施者が、市長に対し、個別避難計画情報提供拒否撤回申出書（様式第5号又は様式第6号）を提出しなければならない。</u> (協定に定める事項) <u>第4条</u> (略) <u>(準用)</u> <u>第5条</u> 前条の規定は、<u>個別避難計画情報の取扱いに関する協定について準用する。この場合において、同条中「第6条第2項」とあるのは「第11条において準用する条例第6条第2項」と、</u>

(補則) <u>第4条</u> (略)	<u>同条第1号から第4号まで及び第7号中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と読み替えるものとする。</u> (補則) <u>第6条</u> (略)
-----------------------------------	---

様式第1号中「都城市避難行動要支援者名簿に関する条例」を「都城市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」に改める。

様式第2号の次に次の4様式を加える。

次の4様式～別紙